

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成28年8月4日（平成28年（行情）諮問第485号）

答申日：平成29年2月27日（平成28年度（行情）答申第749号）

事件名：特定労働基準監督署が特定事業場に立入調査した内容を記した安全衛生指導復命書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「平成27年特定月日以降に、特定労働基準監督署が特定事業場へ立入調査した件について、その内容を記した安全衛生指導復命書及び添付資料一切」（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、千葉労働局長（以下「処分庁」という。）が、平成28年4月6日付け千労発基0406第3号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

ア 私が「特定氏名 殿」と個人名を明記されつつ、相手方は「千葉労働局長」のみ。

責任の所在を追及する上で、人事異動がされる前なのか後なのかという意味合いでも、条件がフェアではない。

要求した開示内容が労働局長名義で全て墨消しになっているだけに、説明を求める際に言い逃れをする姑息な手段としか受け取れない。

（※書類を受け取る際に何度も担当のA氏に説明を求めたが自らの首長の名前を終始一貫して告げなかった、公の人間として局長の名前を言えぬ筈がない、悪意を感じる。）

イ A4版文書5枚と表記されているがクリップで挟まれて渡されたのみならず、2枚目までのみ頁数が振ってあるだけ。本当に5枚なのか？

内容が全て墨消しなので5枚と一方的に書かれても納得できない。

ウ 私は千葉労働局のB氏の助言に従い、調査復命書（現在、先方の都合で提出延期中）よりも行政文書開示請求をすれば墨塗り箇所が少なくなる旨の説明を受け、B氏が予め用意した雛形に従って特定労働基準監督署の調査内容の開示請求をした。

300円の印紙代を支払ってまで全て墨塗りされる意図が分からない。

エ 今後の捜査手法を明確にしないための墨消しは言い訳にしか思えず、全て墨消しにすることは一般常識で考えてもあってはならない。

私は特定事業場のCに執ような嫌がらせを受けた、借り物のクレーンで即死寸前の恐怖を何度も味わい、「（クレーンで）指、潰してやるからな」と二度に渡り脅迫された。

千葉労基署はCや特定事業場、元請けの特定事業場Dに一切のおとがめがなく、私には労災不支給〔処分〕、その特定労働基準監督署の実態調査と内容に疑惑を抱いて行政開示請求したのにも関わらず、企業側に配慮して全て墨消しとはどういった併存か。

オ 情報を公にすることにより当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益をうんぬんと「不開示とした部分とその理由」に明記されている。

労働基準監督署の意見書で労災不認可〔処分〕のみならず、私個人へのひぼう中傷を書かれたことは実質上の村八分であり、人権侵害である。

当然ながら道義的説明責任があるから調査内容を開示請求したのに、全て墨塗りでは調査したかどうかも定かではない。

調査・指導がなされ改善による安全が確認されるまでは体調が回復しても現場復帰できない、次こそCに殺される可能性も充分にあり得る。

ゆえに特定労働基準監督署のみならず、千葉労働局長まで加担した村八分としか思えず、企業側に配慮した人権侵害という不法行為に他ならない。

カ 本文による審査請求とは法に定められた「知る権利」及び「国による説明義務」を根底に請求する次第である。従って、企業の損益・名誉うんぬんよりも事実として私は生命の危険に晒されたのだから、墨塗りなしで道義的説明義務が生じるのは至極当然である。

キ 公という企業を擁護してまで個の権利をじゅうりんする千葉労働局の大義とは何か。

千葉県を代表する特定グループが安全神話をうたう上での嘘の上塗りのために千葉労働局との取引があるとしたら、日本国内での司法取引は禁止されている。

すなわち、違法行為に局長自ら加担するのみならず、局長もまた労災隠しに関与していると考えるのは申請者である私の立場からすれば必然である。

ク 行政文書開示決定通知書が発行されたのは特定年月日付けであるにも関わらず、私が特定月日に訪局した際、「用紙の準備は出来ているが突然来られても困る」と言われた。「では明日伺います」と告げると「午前か午後か」何度も繰り返し聞かれた。

そんな話は私の知る話ではなく、公務員とは9時～17時までの勤務、午前か午後か聞くのは昼飯の時間を考慮した現れとしか考え難く、前日から昼飯の時間を考えるなど言語道断、公の人間として許されざる言動である。こちらは真剣なのに他人事として暇潰し感覚で働かれても困る。

ケ 現在、特定労働基準監督署の〔労災不支給処分〕を受けて、そのいわれなき〔処分〕を覆すために、千葉労働局にこれから私の意見書をもって話を預ける矢先、添付書類として行政開示文書の提示を求めた。結果として行政開示文書内容は何の役にも立たず、これから審査請求しても到底間に合わない。企業側を意図的に擁護する千葉労働局長とは職務怠慢どころか職務放棄しているとさえ考えている、一体誰のための労働局長なのか甚だ疑問を抱く。

コ 末筆ながら、以前厚労省の労働基準監督局補償課のE氏に電話で特定労働基準監督署の労災認可の決定通知が遅いと職務怠慢の旨を陳情した。（結果として不支給決定処分）その上で、F氏という女性の労働局の方を経由して指導していただき、その指導内容の説明を含め、諸々の陳情を述べたが何一つ改善されていないことを報告させていただき、伏魔殿とさえ思える建物全体に蔓延する体質を改善されたく、併せて本文をもって審査請求をさせていただく。

- ・ 各部署の席次表の皆無
 - ・ 何課が何の仕事をしているか何処にも明記されておらず警備員さえも把握しきれていない
 - ・ 職員が名刺さえ渡さないどころか職員全員の名札が裏返し
 - ・ ハローワークが企業の実態も把握せずに、ブラック企業だろうと就職をあっせんして終了、労働者が疲弊する一方の世の中の惨状
- 上記、「聞き入れた」のか「聞き流した」のか「聞いたことにした」のか、F氏本人に真意を聴取願いたい次第である。

(2) 意見書

審査請求人から意見書が当審査会宛て提出（平成28年9月12日受付）された。（諮問庁の閲覧に供することは適当でない旨の意見が提供されており、その内容は記載しない。）

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

(1) 諮問庁としての考え方

本件審査請求については、法5条1号、2号イ及びロ並びに6号柱書き及び同号イに該当するとして部分開示とした原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものとする。

(2) 理由

ア 本件対象文書の特定について

本件対象文書は、「平成27年特定月日以降に、特定労働基準監督署が特定事業場B内特定事業場Aへ立入調査した件について、その内容を記した安全衛生指導復命書及び添付資料一切」であり、本件開示請求を受けて、特定労働基準監督署において探索を行ったところ、審査請求人が開示請求書において特定した期間に特定事業場に対して行った安全衛生指導の記録が認められた。このため、当該安全衛生指導の記録の行政文書、安全衛生指導復命書及びその添付文書計5枚（別表に掲げる文書番号1ないし2の文書（以下「対象文書」という。））を本件対象文書として特定した。

イ 安全衛生指導復命書について

安全衛生指導復命書とは、事業場に対して安全衛生に関する指導・調査を行った担当官がその所属する労働基準監督署長に指導・調査結果を復命するため、事業場ごとに作成される文書である。

死亡災害又は重大災害等の重篤な労働災害が発生した場合に作成される災害調査復命書とは、その対象となる災害の程度が異なること、災害発生の有無に関わりなく作成される場合があることなどにより区別される。

ウ 不開示情報該当性について

(ア) 法5条1号該当性について

別表に記載した情報のうち、対象文書1の①及び2の①の不開示部分には、本件安全衛生指導における関係者氏名等、特定個人を識別する情報が記載されており、これら情報については、法5条1号に該当し、かつ同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないため、不開示とすることが妥当である。

(イ) 法5条2号イ該当性について

別表に記載した情報のうち、対象文書1の①ないし⑤及び⑧並びに2の①の不開示部分には、本件安全衛生指導に係る特定事業場に関する情報が記載されている。これらを公にすることは、安全衛生指導の対象となった事業場における労働関係法令違反の有無を推認させることになり、結果として、当該事業場に対する信用を低

下させ、取引関係や人材の確保等の面において同業他社との間で競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法5条2号イの不開示情報に該当し、不開示とすることが妥当である。

(ウ) 法5条2号ロ該当性について

別表に記載した情報のうち、対象文書2の①は、本件安全衛生指導に関し、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等における通例として公にしないこととされる情報であることから、法5条2号ロの不開示情報に該当し、不開示とすることが妥当である。

(エ) 法5条6号柱書き該当性について

別表に記載した情報のうち、対象文書1の①ないし⑩及び⑫並びに2の①の不開示部分には、安全衛生指導の際に明らかとなった調査事項や、調査過程で事業者の理解と協力により自発的に提出された情報が含まれている。

行政機関の調査に対して、事業者の自発的な協力を得られる理由は、労働基準行政機関、あるいは、調査担当官が、これら職務上知り得た秘密を当該調査の目的のみに使い、第三者に漏らさないという労働基準監督行政機関全体に対しての信頼感又は調査担当官との個別の信頼関係が前提として存在するからである。

これらの情報は、公にすることにより、このような信頼感や信頼関係が失われ、事業者等が関係資料の提供に協力的でなくなるなど、労働基準行政機関が実施する調査等の円滑な実施に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きの不開示情報に該当し、不開示とすることが妥当である。

(オ) 法5条6号イ該当性について

別表に記載した情報のうち、対象文書1の①ないし⑩及び⑫並びに2の①の不開示部分には、安全衛生指導の際に明らかとなった調査事項や、調査過程で事業者が提出した情報が含まれる。これらを公にすることにより、安全衛生指導における調査担当官の着眼点等が明らかとなるため、事業者の法令の不遵守、又は労働安全衛生管理に係る不適当な行為を助長するおそれがあることから、関係法令の履行確保を図るという行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法5条6号イの不開示情報に該当し、不開示とすることが妥当である。

(3) 審査請求人の主張に対する反論について

審査請求人は、審査請求書の中で種々主張するが、不開示情報該当性については、上記2(3)で示したとおりであることから、審査請求人の主張は本件行政文書開示決定の結論に影響を及ぼすものではない。

(4) 結論

以上のとおり、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

2 補充理由説明書

平成28年8月4日付け厚生労働省発基安0804第1号により諮問した平成29年(行情)諮問第485号に係る理由説明書(以下「理由説明書」という。)について、以下のとおり補充・修正して説明する。

(1) 不開示情報該当性について

理由説明書の「(2)ウ 不開示情報該当性について」を以下のとおり修正する。

ウ 不開示情報該当性について

(ア) 法5条1号該当性について

別表に記載した情報のうち、対象文書1の⑪及び2の①の不開示部分には、本件安全衛生指導における関係者氏名等、特定個人を識別する情報が記載されており、これら情報については、法5条1号に該当し、かつ同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないため、不開示とすることが妥当である。

(イ) 法5条2号イ該当性について

別表に記載した情報のうち、対象文書1の①ないし⑤、⑧、⑫及び⑭並びに2の①の不開示部分には、本件安全衛生指導に係っての特定事業場に関する情報が記載されている。これらを公にすることは、安全衛生指導の対象となった事業場における労働関係法令違反の有無を推認させることになり、結果として、当該事業場に対する信用を低下させ、取引関係や人材の確保等の面において同業他社との間で競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法5条2号イの不開示情報に該当し、不開示とすることが妥当である。

(ウ) 法5条2号ロ該当性について

別表に記載した情報のうち、対象文書2の①は、本件安全衛生指導に関し、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等における通例として公にしないこととされる情報であることから、法5条2号ロの不開示情報に該当し、不開示とすることが妥当である。

(エ) 法5条6号柱書き該当性について

別表に記載した情報のうち、対象文書1の①ないし⑩、⑫及び⑭並びに2の①の不開示部分には、安全衛生指導の際に明らかとなった調査事項や、調査過程で事業者の理解と協力により自発的に提出された情報が含まれている。

行政機関の調査に対して、事業者の自発的な協力を得られる理由は、労働基準行政機関、あるいは、調査担当官が、これら職務上知り得た秘密を当該調査の目的のみに使い、第三者に漏らさないという労働基準監督行政機関全体に対しての信頼感又は調査担当官との個別の信頼関係が前提として存在するからである。

これらの情報は、公にすることにより、このような信頼感や信頼関係が失われ、事業者等が関係資料の提供に協力的でなくなるなど、労働基準行政機関が実施する調査等の円滑な実施に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きの不開示情報に該当し、不開示とすることが妥当である。

(オ) 法5条6号イ該当性について

別表に記載した情報のうち、対象文書1の①ないし⑩及び⑫ないし⑭並びに2の①の不開示部分には、安全衛生指導の際に明らかとなった調査事項や、調査過程で事業者が提出した情報が含まれる。これらを公にすることにより、安全衛生指導における調査担当官の着眼点等が明らかとなるため、事業者の法令の不遵守、又は労働安全衛生管理に係る不適当な行為を助長するおそれがあることから、関係法令の履行確保を図るという行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法5条6号イの不開示情報に該当し、不開示とすることが妥当である。

(2) 理由説明書添付の表について

理由説明書添付の表を別紙（省略）のとおり修正する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|-----------------|
| ① | 平成28年8月4日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年9月8日 | 審議 |
| ④ | 同月12日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ⑤ | 平成29年1月26日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑥ | 同年2月2日 | 諮問庁から補充理由説明書を收受 |
| ⑦ | 同月23日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、「平成27年特定月日以降に、特定労働基準監督署が特定事業場へ立入調査した件について、その内容を記した安全衛生指導復命書及び添付資料一切」であり、処分庁は、法5条1号、2号イ及びロ並びに6号柱書き及びイに該当するとして、当該文書の一部を不開示とする原処分を行った。

審査請求人は、原処分の取消しを求めているところ、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、本件対象文書の見分結果を踏まえ、以下、検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 別表に掲げる文書1（安全衛生指導復命書）について

ア 「完結区分」、「指導種別」及び「別添」の各欄は、労働基準監督機関の調査手法・内容が明らかとなる情報であると認められ、これらを公にすると、労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条6号イに該当し、同条2号イ及び6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ 「安全衛生指導重点対象区分」及び「特別監督等対象区分」欄の不開示部分

当該部分は、労働基準監督機関が安全衛生指導において重点を置く対象区分等が記載されており、これらを公にすると、労働関係法令違反の隠蔽や法令の不遵守、又は労働安全衛生管理に係る不適当な行為を助長するおそれが生じることから、労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条6号イに該当し、同条2号イ及び6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ウ 「労働者数」欄の不開示部分

当該部分には、調査担当官が調査の結果得た情報が記載されており、上記アと同様の理由により、法5条6号イに該当し、同条2号イ及び6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

エ 「署長判決」欄の不開示部分

当該部分は、労働基準監督機関の調査手法・内容が明らかとなる情報であると認められ、上記アと同様の理由により、法5条6号イに該当し、同号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

オ 「No.」、「是正期日・改善期日」及び「確認までの間」の各欄の不開示部分

当該部分は、調査結果が明らかとなる情報であり、これらを公にす

ると、安全衛生指導に係る調査担当官の着眼点等が明らかとなる情報であると認められ、上記アと同様の理由により、法5条6号イに該当し、同号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

カ 「違反法条項・指導事項等」欄の不開示部分について

当該部分には、労働関係法令違反に係る違反法条項・指導事項等に係る情報が記載されており、本件事案は事業場名を特定した上で開示請求がなされていることから、これが公になると、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条2号イに該当し、同条6号柱書き及びイについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

キ 「面接者職氏名」欄の不開示部分について

当該部分は、特定個人の職名及び氏名が記載されており、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められず、当該部分は個人識別部分であることから、法6条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

ク 「安衛配置」欄の不開示部分

当該部分は、安全衛生指導における調査担当官の着眼点等が明らかとなる情報であると認められ、上記アと同様の理由により、法5条6号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

ケ 「参考事項・意見」欄の不開示部分

当該部分には、調査担当官が、特定事業場に関して入手した情報並びに特定事業場から聴取した内容及び調査の結果得た情報が記載されており、労働基準監督機関が行う指導・調査の手法等が明らかとなる情報であると認められ、上記アと同様の理由により、法5条6号イに該当し、同条2号イ及び6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(2) 別表に掲げる文書2（添付文書）について

当該文書は、調査担当官が特定事業場から取得した文書であり、労働基準監督機関が行う指導・調査の手法等が明らかとなる情報であると認められ、上記(1)アと同様の理由により、法5条6号イに該当し、同条1号、2号イ及びロ並びに6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、2号イ及びロ並びに6号柱書き及びイに該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は同条1号、2号イ及び6号イに該当すると認められるので、同条2号ロ及び6号柱書きについて判断するまでもなく、妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別表

対象文書		不開示部分		不開示情報 (法5条該当号)				
番号	文書名	頁	該当箇所	1号	2号 イ	2号 ロ	6号 柱書き	6号 イ
1	安全衛生指導復命書	1	① 「完結区分」欄		○		○	○
			② 「指導種別」欄		○		○	○
			③ 「安全衛生指導重点対象区分」欄		○		○	○
			④ 「特別監督等対象区分」欄		○		○	○
			⑤ 「労働者数」欄		○		○	○
			⑥ 「署長判決」欄				○	○
			⑦ 「No.」欄				○	○
			⑧ 「違反法条項・指導事項等」欄		○		○	○
			⑨ 「是正期日・改善期日」欄				○	○
			⑩ 「確認までの間」欄				○	○
			⑪ 「面接者職氏名」欄		○			
			⑫ 「別添」欄		○		○	○
			⑬ 「安衛配置」欄					○
			⑭ 「参考事項・意見」欄		○		○	○
2	添付文書	2 ～ 5	① 全体	○	○	○	○	○

※ 対象文書に頁番号は付番されていないが，文書番号 1 ないし文書番号 2 の 1 枚目ないし 5 枚目に 1 頁ないし 5 頁と付番したものを「頁」として記載している。